

【記入例】

指定給水装置工事事業者 確認書

氏名又は名称 **大津市企業設備**
郵便番号、住所 **大津市〇〇町×-△-□**
代表者氏名 **大津 太郎**
電話番号 **〇〇〇-△△△-□□□□**

提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可）
令和〇 年 〇 月 〇 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可）
休業日： 日曜日、祝日、年末年始などの大型連休は休み 営業日： 月曜日～土曜日 営業時間： 9時～17時（17時～19時は受付のみ） 修繕対応時間： 9時～17時（17時～19時は受付のみ）
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可） （該当部に〇をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 修繕対応不可 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に〇をつけて下さい。（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター （ <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可 ） 水道メーター ～ 宅内給水装置 （ <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可 ）
その他（夜間・休日・緊急連絡先など）（公表： <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可）
夜間・休日用連絡先：〇〇〇-×××-△△△△（公表可） 緊急連絡先：□□□-△△△△-××××（公表不可）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にもその旨を届け出るようお願いいたします。

【記入例】

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
大津 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和〇年〇月〇日
水道 二郎	給水工事振興財団 現地研修会	令和〇年〇月〇日
上記内容はホームページ等には公表いたしません。		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

【記入例】

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
大津 太郎	○	○	講習会修了者	R1
水道 二郎	○	○	検定会合格者	R1
工事 花子	○	×		R1

上記内容はホームページ等には公表いたしません。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。